

平成29年度 第12回 根室社会人サッカーリーグ運営要項

1. 目的 根室地区サッカー協会に登録し、根室地区のサッカーの向上発展を期するとともに、併せてチーム間の親睦を深めることを目的とする。
2. 名称 根室社会人サッカーリーグ
3. 主催 根室地区サッカー協会 根室地区サッカー協会第1種委員会 社会人担当
4. 主管 根室地区サッカー協会
5. 会場 根室地区の各サッカー場
6. 期日 当該年度5月下旬より9月上旬までとする。
但し、チーム数の増及び雨天、その他の事情により試合を延期する事もある。その場合当該試合は、根室社会人サッカーリーグ運営委員会の指定した日に行う。
7. 登録及び参加資格
 - 1) 根室地区サッカー協会に登録を完了した第1種チーム及びシニア種登録チーム。
ただし、シニア種登録選手にてチーム編成できない場合、その選手がリーグ登録チームにて試合に参加することを認める。(道東ブロック登録チームからの参加も一部認める。)
 - 2) 未登録者の出場は一切認めない、不正に試合に出場した場合はその試合を没収とし、対戦成績は全て不戦敗扱いとし、その後の処置は根室社会人サッカーリーグ運営委員会で決定する。
 - 3) 大学生・専門学校生・予備校生が主体のチーム編成による参加はできない。
 - 4) 上記の学生及び在学高校生の登録については、各チームの登録人数3分の1とし、試合に出場できるのは3名以内とする。
ただし、地域的に高等学校にサッカー部がない場合など例外的に参加を認めることとする。
 - 5) 選手登録は40名までとする。
 - 6) 根室社会人サッカーリーグ開催中の追加登録については、根室社会人サッカーリーグ運営委員会の承認を得なければならない。
 - 7) 根室社会人サッカーリーグ開催中の他チームへの移籍、第2種選手の移籍については、原則として認めない。
 - 8) 昨年度社会人リーグ上位2チームに関しては、クラブ選手権根室地区予選及び社会人選手権根室地区予選の参加を義務付ける。
 - 9) シニア登録選手については、選手名簿に記載することで、根室社会人リーグに参加することができる。ただし、根室社会人リーグのチームのうち1チーム以上の登録は認めない。また、途中の移籍も認めないこととする。

8. リーグの編成
- 1) 二部制とする。(1部リーグ、2部リーグとしチーム数により変動あり)
 - 2) 1部リーグ最下位チームは自動降格(2部へ)とし、2部1位チームが、来年度1部リーグに参戦することを義務付けるが、新規チーム参入やシニア種のチーム等運営委員会にて調整することもある。
9. 組合せ及び及び日程
- 根室社会人サッカーリーグ運営委員会により決定し、委員会で通知する。
10. リーグ順位決定方法
- 次の方法により決定する。
- 1) 勝点(勝ち:3点 引き分け:1点 負け:0点)
不戦勝:勝点3と得点5 不戦敗:勝点0と失点5
 - 2) 全試合のゴールデファレンス(総得点-総失点)
 - 3) 該当チームの対戦成績
 - 4) 得点率(総得点÷総失点)
 - 5) 抽選による。
- 1部リーグ4チーム編成で2回戦行なう。優勝チームが北海道サッカーリーグ道東ブロックリーグ入替戦への参加義務付ける。勝利した場合、来年度の道東ブロックリーグへ参戦することを義務付ける。参戦できない場合、チーム及び代表者への罰則を設け、根室地区第1種委員会にて協議を行うこととする。
- 2部リーグは4チーム編成で行なう。
11. 競技規則
- 競技規則は(公財)日本サッカー協会制定の「サッカー競技規則」による。
- 1) 競技形式は、リーグ戦による2回戦総当たりとし、最終順位決定戦を行う。
 - 2) 競技時間は、1部リーグ 80分(40-10-40) 2部リーグ 70分(35-10-35)とし、延長戦PK戦は行わない。
 - 3) 試合成立の最低必要人数は7名とし、競技開始時刻を過ぎても入場しないチームは競技放棄とみなし、対戦チームに勝点3・得点5点を加算する。
イ、試合当日、雨天の場合根室社会人サッカーリーグ運営委員会が協議し試合を行うか否かを決定し、速やかに当該チーム代表者に連絡する。
ロ、やむを得ない事情により、試合ができない場合(棄権)
試合日の3日前(木曜日)の午後7時までに根室社会人リーグ運営委員長に文書、FAX若しくはメールで連絡をする。
また、棄権チームが運営・審判・準備・片付等に当たっている場合はその業務を行わなければならない。できない場合は、棄権するチームが責任を持って当該リーグ内で調整し、リーグ運営委員長に必ず連絡をする。
ハ、公認サッカー大会(全道大会等)の出場により試合不可能な場合には、試合延期を考慮する。その場合試合日程等については、リーグ運営委員会により当該チームに連絡を行う。
 - 4) 選手証及びメンバー用紙は競技開始30分前までに当該試合の運営委員に提出し、選手の確認を受けなければならない。提出のない場合は競技放棄とみなし対戦チームに勝点3点・得点5点を加算する。

- 5) 選手交代は、事前にメンバー用紙に記載し最大7名まで主審に通告をしておき、主審の許可を得てから最大7名まで交代することができる。
- 6) ユニホームは（公財）日本サッカー協会「ユニホーム規定」を遵守し、根室サッカー協会を通じて日本サッカー協会に登録されたものを着用する。
試合時においてユニホームは、正の他に副として正と異なる色のユニホームを必ず携行すること。
ゴールキーパーのユニホーム（正・副）はフィールドプレーヤー（正・副）と異なる色のユニホームを携行すること。
国内外を問わずプロチーム及び代表等のレプリカユニホームの着用は認めない。
背番号・胸番号については、正副同一番号とし、ショーツも同様とする。
- 7) 試合球は各チームの持ち寄り球とする。

- | | | |
|------------|---|---|
| 1 2. 表 | 彰 | 1位から3位まで表彰し優勝チームには表彰状、記念品を贈呈する。 |
| 1 3. 罰 | 則 | <ol style="list-style-type: none">1) 警告・退場者については、運営要項細則により処置する。2) 悪質な反則により退場処分を受けた選手は、審判報告書等に基づき根室地区サッカー協会フェアプレー・規律委員会において裁定し処分を通知する。3) 試合当日の棄権チーム（1 1. 競技規則3）ロ以外）については、根室地区サッカー協会第1種委員会 社会人担当にて裁定し処分を通知する。4) 本リーグの所属する選手・役員は社会人として恥ずべき行為があった場合は、本リーグの名において即時除名処分とする。 |
| 1 4. 審 | 判 | <ol style="list-style-type: none">1) 帯同審判とし、各チームは4級以上の審判有資格者を4名以上登録させること。2) 主審については、原則として3級以上の審判資格を有する者が行う。チームに3級以上の審判有資格者がいない場合は、「根室地区サッカー協会審判委員会」に審判員の派遣依頼すること。その場合、根室社会人サッカーリーグ運営委員会を通じて行い、審判料として4,000円（交通費込）をチームが支払わなければならない。副審・第4審判員については4級以上の審判資格を有する者が行う。
無資格者が審判を行ってはならない。3) 審判員は課せられた任務の重大性を認識し、主審・副審・第4審判員を問わず必ず審判副を着用し、態度厳選にして積極的に責務を遂行しなければならない。また、審判員証を必ず持参すること。 |
| 1 5. そ の 他 | | <ol style="list-style-type: none">1) 安全管理として、試合会場への移動、試合中その他の事故防止については、各チームの責任において全員に周知徹底すること。傷害保険・スポーツ保険等に加入をすること。2) 会場準備・片付けについては、根室社会人サッカーリーグ運営委員会から指名された各チームが責任を持って行い、会場準備は試合開始30前には必ず終了すること。3) 各会場は根室サッカー協会として借受して使用しているので、各チームはゴミ・飲料水のペットボトル・空き缶等は必ずチームとして持ち帰り利用者として恥ずかしくない使用を行うこと。競技場敷地内及びベンチ内での喫煙は禁止する。 |

16. 規約改定
附 則
- 根室社会人サッカーリーグの運営委員総数の3分の2以上で議決する。
- 1) 平成29年度の試合より適用する。